（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
（注６）　事業者名について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の事業者が届け出ること（事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は事業者たる地位を承継した事実を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。また、事業者の実質的な主体を変更する場合は、変更前に様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式第５の２により申請すること。
（注７）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注８）　様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式第５の２による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式第５の２により申請すること。それ以外の場合は、本様式により届け出ること。
（注９）　会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合のみ記載すること。保守点検責任者の実質的な変更の場合は、変更前に様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式５の２により申請すること。
（注１０）公的機関の発行する書類については、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注１１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。
認定発電設備に係る調達期間が終了したものである場合にあっては、添付書類は不要とする。